

【70歳未満の方の限度額区分】

所得区分			3回目まで	4回目以降 ^{※1}	年間上限
上位 所得者	総所得金額等が 901万円を超える	(ア)	270,300円+ (〔総医療費-901,000円〕×1%)	140,100円	168万円
	総所得金額等が600万円 を超え901万円以下	(イ)	179,100円+ (〔総医療費-597,000円〕×1%)	93,000円	111万円
一 般	総所得金額等が210万円 を超え600万円以下	(ウ)	85,800円+ (〔総医療費-286,000円〕×1%)	44,400円	53万円
	総所得金額等が 210万円以下 ^{※2}	(エ)	61,500円		
住民税非課税世帯		(オ)	36,900円	24,600円	29万円

※1 過去12ヶ月以内に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合

※2 年収が約200万円までの区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い

【70歳以上の方の限度額区分】

所得区分			自己負担限度額		
			3回目まで	4回目以降 ^{※3}	年間上限
現役 並み 所得者	Ⅲ	課税所得が690万円以上	270,300円+ (〔総医療費-901,000円〕×1%)	140,100円	168万円
	Ⅱ	課税所得が380万円 以上690万円未満	179,100円+ (〔総医療費-597,000円〕×1%)	93,000円	111万円
	Ⅰ	課税所得が145万円 以上380万円未満	85,800円+ (〔総医療費-286,000円〕×1%)	44,400円	53万円
所得区分			自己負担限度額		
			外来限度額 (個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B	
				3回目まで	4回目以降 ^{※3}
一 般		課税所得が 145万円未満等 ^{※2}	22,000円 〔8月～翌年7月の年間限度額 216,000円〕	61,500円	44,400円
低所得者	Ⅱ		11,000円 〔8月～翌年7月の年間限度額 96,000円〕	25,700円	24,600円
	Ⅰ		8,000円	15,700円	18万円

※2 年収が約200万円までの区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い

※3 過去12ヶ月以内に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合

◎ 一般・低所得者は、外来限度額Aを適用後、入院と合算してBの限度額を適用(70歳未満の人と合算する場合は別途)